



平成 22 年 3 月 26 日

各 位

会社名 バンクテック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 三井所 清宏
(JASDAQコード 3818)
問合せ先 執行役員管理本部長 三浦 裕政
(TEL. 044-578-5112)

当社完全子会社化のための定款一部変更および 全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成22年2月18日付「当社完全子会社化のための定款一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「2月18日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行にかかる定款の一部変更、当社の普通株式に全部取得条項を付するための定款の一部変更、及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「I. ②」において定義します。）の全部の取得について、定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議し、また、当社の普通株式に全部取得条項を付するための定款の一部変更について、普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更等の内容

当社は、2月18日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式（下記②において定義します。）の全部取得（以下、①から③の手續を総称して「本完全子会社化手續」といいます。）について必要なご承認を頂くため、本日、本定時株主総会および本種類株主総会を開催いたしました。

- ①当社定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式であるA種種類株式（以下、「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社とする。
- ②上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設する（以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項の内容としては、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式0.000128株を交付する旨を定めるものとする。
- ③会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、全部取得条項付普通株式の株主様（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、各全部取得条項付普通株主様に対して、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式0.000128株を交付する。

II 当社完全子会社化のための定款一部変更(本完全子会社化手続のうち①および②)の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①およびこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。本完全子会社化手続のうち②は、本定時株主総会における第2号議案および本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました(本定時株主総会第1号議案にかかる定款変更の内容は、2月18日付当社プレスリリースの「I. 1. 定款一部変更その1 (A種種類株式発行にかかる定款一部変更の件)」記載の変更の内容のとおりであり、本定時株主総会第2号議案および本種類株主総会議案にかかる定款変更の内容は、同プレスリリースの「I. 2. 定款一部変更その2 (全部取得条項にかかる定款一部変更の件)」記載の変更の内容のとおりであります。)

2. 定款変更の効力の発生

本完全子会社化手続のうち①およびこれに伴う所要の定款変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。また、本完全子会社化手続のうち②の効力は、本定時株主総会および本種類株主総会における承認可決により、平成22年5月7日に発生いたします。

III 全部取得条項付普通株式の取得(本完全子会社化手続のうち③)の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本定時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、2月18日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続の①および②による変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株主様の有する全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、各全部取得条項付普通株主様に対して、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式0.000128株を交付するものであります(かかる割当比率による割当ての結果、BTホールディングス株式会社(以下「BTホールディングス」といいます。))以外の各全部取得条項付普通株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数は1株未満の端数となる予定であります。)

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得(本完全子会社化手続のうち③)の効力は、本定時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の効力発生を条件として、平成22年5月7日(以下「取得日」といいます。)に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株主様に対する当社A種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数(但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合でも、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。)に相当する数の当社A種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をBTホールディングスに対して売却すること、又は、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各全部取得条項付普通株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に84,500円

(BT ホールディングスによる当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けにおける当社普通株式1株当りの買付価格) を乗じた金額に相当する金銭を、各全部取得条項付普通株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

IV. 本完全子会社化手続に関する日程の概要(予定)

本完全子会社化手続に関する日程の概要(予定)は以下のとおりです。

なお、本完全子会社化手続の結果、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は平成22年3月26日から同年4月26日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年4月27日をもって上場廃止になる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を株式会社ジャスダック証券取引所において取引することはできません。

本定時株主総会及び本種類株主総会の開催	平成22年3月26日(金)
A種種類株式発行にかかる定款一部変更(本完全子会社化手続の①)の効力発生日	平成22年3月26日(金)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成22年3月26日(金)
当社普通株式の売買最終日	平成22年4月26日(月)
当社普通株式の上場廃止日	平成22年4月27日(火)
当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付(本完全子会社化手続の③)にかかる基準日	平成22年5月6日(木)
全部取得条項にかかる定款一部変更(本完全子会社化手続の②)の効力発生日	平成22年5月7日(金)
当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付(本完全子会社化手続の③)の効力発生日	平成22年5月7日(金)

以上